

第5回 湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会 会議録(要約)

開催日時	令和3年7月5日(月) 14:00~16:00
開催場所	湖西市役所 3階 委員会室
出席者	(委員) 5人 片桐委員、菊地委員、藤波委員、間淵委員、湯川委員 (湖西市) 7人 川上環境部長 廃棄物対策課: 藤井課長、木下課長代理、井口、藤田、橋本、松本
内容	1 開会あいさつ 2 委員長あいさつ 協議事項 (1) 委託業務(し尿収集運搬業務)について (2) 許可業務(仮設トイレのし尿・浄化槽汚泥収集運搬について)

発言者	発言内容
-----	------

協議事項

(1) 委託業務(し尿収集運搬業務)について

委員長 前回の審議会で本日の審議会で答申案を提出する予定となっていたが、私案を見直したところ、まだ時期尚早なのではないかという考えに至り、本日の審議会委員の方と改めて答申案を作成したい。

事務局 (資料5-①に基づき説明)

委員長 資料について説明をいただいたが、事前に事務局に対し懸念事項として質問した内容について回答をもらっている。その内容について説明させていただく。

「委託制から許可制への移行が望ましい理由、根拠を改めて明確にしてほしい。」

という質問に対し、事務局の回答は、

「し尿収集量は直近10年間で約40%減少しているが、現在の委託業務の契約方法は、収集量に関わらず委託業務の専用車両(稼働車両1台、予備車両1台)を維持するために必要となる経費を算出し契約している。し尿の収集量は今後も減少傾向が見込まれ、委託業務の専用車両として契約する現在の方法は、収集量が減少しても他の業務で車両を使用できず非効率化が進むことから、契約方法及び車両の使用方法等の見直しが必要な状況となっている。現在の体制から業務効率の向上を図るため、下記2つの方法による見直しが想定される。

I 委託制を継続し、契約方法等の見直しを行う。

II 委託制から許可制に移行する。

Iの方法で契約方法等の見直しを行う場合、委託業務と許可業務で車両を併用を可能とするほか、委託料は、要する経費を検証し見直しを行うが、他市のし尿収集運搬が湖西市の条例料金程度で実施できている状況からも条例料金程度まで引き下げることが想定される。

IIの方法による見直しは、許可制に移行することで業者の裁量の幅が広がり効率的な収集体制を構築できる業者側のメリットのほか、受益者と業者が直接連絡を取り合うことで内容が伝わり易く、即時の対応、柔軟な対応が可能となる受益者

のメリットも生まれることから、許可制による収集運搬体制がより市の衛生保持に資すると考えている。」

基本的には先ほどの資料についての説明と同様の内容である。もう1つの質問が、「委託制から許可制への移行は、現行の委託料と受益者負担金との差額を業者に負担させるものであり、業者の経営基盤への影響が多大である。これに対して市はどのような配慮や支援を考えているか。」

これに対し事務局の回答は、

「浄化槽汚泥とし尿を同一車両で収集するよう見直しを行うことで、委託業務のみで使用していた稼働車両及び予備車両の維持経費の削減が見込まれることや、1件当たりに要する時間の短縮や経費の削減といった業務効率の向上が図られると考えている。

なお、委託制から許可制へ移行するためには、受益者に対する周知期間を設けることが必要で、準備期間中は業者が業務を遂行するために必要な経費の実態を把握し、委託契約の方法や収集方法の見直しを行いながらスムーズに許可制に移行したいと考えている。」

となっている。

し尿収集運搬業務は、収集量の減少に伴い、業務効率向上や経費削減が求められている状況であり、現状の委託業務について見直しが必要であるという市の方針に異論はない。しかし案のとおり許可制に移行した場合、委託料が現在の8,000万円に対し受益者から徴収している市の収入2,000万円に減額され、業者への負担が増えるのではないのか。これについて今一度慎重に審議したい。

事務局が提案するⅠ案、Ⅱ案、いずれの方法においても車両の使用方法等を見直し業務効率の向上を図る、となっているため、この条件については許可制へ移行する必然的な理由にはならない。Ⅱ案については、受益者と業者が直結することにより、即時の対応、柔軟な対応が可能になるという受益者のメリットが生まれる。これは重要なポイントである。しかし、そういったメリットをふまえたとしても、委託制から許可制への移行についての答申を出すことははまだ不安が残る。Ⅰ案もⅡ案も受益者のメリットを除けば大きく内容は変わらない。委託制を継続するとしても委託料の引き下げは免れない。この審議会で結論を出すというよりは、市と業者で協議し、両者にとってより良い方法を模索していくことが本来のあるべき姿なのではないか。業者にそれほど影響がないということであれば、業者に具体的な数字や基準を提示してもらい、妥当な水準を決めていくことが筋ではないかと思う。

私の意見について、事務局から補足説明をしてもらい、その後先生方の意見を頂戴したい。

事務局 委託方法の見直しという可能性もあるが、許可制で行っている浄化槽汚泥、仮設トイレのし尿と同じ収集運搬体制とすることでより効率的に業務を行えると考えている。許可制となることで収集が取り残されるということはあるが、全ての廃棄物が同一の収集運搬方法となることを目指したいと考えている。許可制に移行した際、業者負担が増えるのではないかという懸念事項については、他市の収集運搬料金が湖西市の条例金額より低いことと、また、業者の要する経

費等の検証がまだ行われていないため、そういった部分を含め、今後見直しをしていきたい。現在、月1回のペースで市と業者が協議する場を設けており、今後擦りあわせしていきたいと考えている。

委員長 それでは委員の意見を頂戴したい。

委員 確かに現状のままの運用は難しい。委託制を継続したとしても、業者はかなり痛みを伴う。そうした中で、市の裁量で動く委託制を継続するよりは、許可制に移行し、創意工夫で業務効率向上を図れる選択の方が良いのではないかと考える。完全な自由競争に適さない産業であることは理解しているが、創意工夫で勝っていくことも必要である。よって許可制移行に賛成である。ただ、一般廃棄物の最終的な処理責任は市が負わなければならない、廃掃法の7条5項にあるとおり根拠を明確にして進めていくべきである。

委員 イメージで議論している部分があるが根拠を持って議論すべきである。市は許可制と委託制の比較表を作成し、それぞれのメリット、デメリット、数値（金額も含めて）も記載できるとよい。それをベースに議論すべきである。市の資料はしっかり作成されているが、その理解が各々異なっているところに問題があるように感じる。

委員 3点ある。

- ・市の処理責任をいかにして全うするのか。
- ・市の持ち出し6,000万円を業者が負担することになるのではないのか。その課題に対し市は具体性をもった解決策の提示がいまだできていない。
- ・許可制への移行を業者や組合が納得していない段階であるため、今は委託制を継続しつつ、市と業者で協議すべきである。まずは委託の契約内容の変更を再検討し、それでもやはり委託制の継続が難しいという判断となった場合に初めて許可制への移行を検討すべきではないか。

委員 先ほど比較表を作成するという意見に同意する。具体的な数字をあげた検討をしてはどうか。市の説明は合理的ではあるが、説得力と実証性に乏しい。エビデンスが弱いと思われる。

委員長 条件付きで許可制移行に賛成という意見、時期尚早ではないかという意見、具体的な数値を用いたエビデンスが求められるのではないかという意見が出た。市の処理責任をどう全うするのか、また、生活環境や公衆衛生の保全についての意見が出たが、それについても事前に質問をしていたので紹介する。

「へき地・不採算住戸等において、し尿処理の取り残し住戸等が発生した場合、市としてどのような対応をとることを考えているか。また、そのような問題が生じないため、市としてどのような対策を考えているか」

という質問に対し、市の回答が、

「許可制による料金設定は許可業者が決定するため、収集効率や作業の難易により異なる料金を設定することは可能と考える。その場合においては、料金設定の根拠を受益者に対し十分な説明をする必要があると考えている。

また、許可業務であるからといって受益者からの依頼を正当な理由無く拒否することはできないと考えている。

なお、湖西市内においては、浄化槽清掃と同様に、著しく効率の悪い地域は存在

しないと認識しておりますが、仮に取り残し住戸が発生した場合は、市所有のバキューム車により市自ら収集を行う体制は整えている。」

次に、

「許可制への移行、許可区域の撤廃に際して、生活環境や公衆衛生の保全に係る、適切な顧客管理や浄化槽管理等のあり方について、市はどのように考えているか。」

という質問に対しては、

「令和3年度に国の浄化槽台帳システムが県、地方自治体に配布され、県で整備された台帳の提供を受けるまたは湖西市において台帳を導入することを検討している。浄化槽台帳の整備により、浄化槽の維持管理情報等を一括管理できるようになり、業者や指定検査機関から清掃記録や法定検査の結果の提供を受けることで浄化槽管理等をより適正に行うことができると考えている。なお、くみ取り世帯も同システムに組みこむことが可能であれば併せて管理することができると考えている。」

このような回答をいただいている。

今私が説明した内容、委員の意見等をふまえ、事務局から追加の説明、回答はあるか。

事務局 廃掃法第7条5項における困難性について、平成26年10月8日の環境省通知別添の判決理由抜粋には、「一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること」とある。業者のノウハウを活用することによる業務効率の向上、費用対効果の向上等は、市町村以外の者に行わせる必要がある場合の事由に該当すると認識しているため、許可制への移行も可能と考える。

料金設定については、し尿よりも収集箇所が多い浄化槽の清掃料金が、場所によって異なっていないと認識しており、し尿についても、地域によって異なる料金体系を設ける必要はないと考えている。

委員長 ただ今の事務局の説明と、委員の意見について、他に何かあるか。

委員 組合や業者の意見書についてだが、これは現行の委託制を許可制への移行することへの反対意見である。仮に委託内容の変更について議論することになれば、また別の内容の意見書が提出されると思われる。その際はその内容について再度議論することになるのか。

委員長 審議会は時間的制約もあり、期間内にある一定の結論を出さなければならない。もちろんそういった意見は受け止めなければならないが、最終的な答申をだすのは我々であり、勘案するかどうかはその都度考えたい。

委員 許可制移行はドラスティックであるため、まず委託制の中で協議を尽くすことが必要ではないか。委託制の中で業者と市との歩み寄り、それでも継続が難しいようであれば許可制への移行も検討できる。

委員 委託方法の見直しは、現行制度をベースに見直すと考えていると思うが、現行制度の維持が難しいことを業者は理解してもらう必要がある。その際、委託制（委託方法変更）と許可制、両方の案を提示し、そこで協議すべきである。

浄化槽台帳システムについても早々に取り入れるべきである。

委員長 この問題については各面にメリットがあるが、デメリットも考慮する必要がある。先ほどの意見にもあったが、比較表（数値的、金額的なものも含めたもの）を作成し、実証的エビデンスのある資料を基に議論する必要がある。ただしここで出た数値についてはあくまでも見積りであり、そのまま適用するわけではないということをおあらかじめご承知おきいただきたい。それらをふまえて、次回、委員長私案について再度議論していきたい。

委員 現状維持か許可制にするかの比較ではなく、委託契約の見直しを前提として許可制との比較をしていく資料としてほしい。

事務局 委託と許可の比較について案の作成を検討したい。

委員 合理化事業計画との絡みで、組合の意見書にも書かれているが、B社には減車による代替業務がすでに与えられている。この辺りの説明を事務局にお願いしたい。

事務局 合理化事業計画の中で、下水道整備を起因とする委託車両の減車に伴うA、B社には代替業務の提供をしているが、車両の復活等は考えていない。今の車両台数の中でできる範囲で業務を行ってもらおう。そうした中で市内全域を許可区域とし、収集できる範囲と廃棄物を統一することにより、収集体制を整え、業務の効率化を図りたい。仮設トイレへは3社に許可しているが、その他の家庭系、事業系のし尿の収集は2社に委託しており、許可業者はない。許可制へ移行後は3社とも新規許可ということで考えている。

委員長 これにて議題(1)の審議を終了する。

(2) 許可業務（浄化槽汚泥及び仮設トイレのし尿収集運搬業務）について

事務局 （資料5-②に基づき説明）

委員長 この問題についても、前回、区域を撤廃すべきであるという私案を作成したが、業者への影響を考慮すると、即時撤廃は影響が大きすぎるのではないかという懸念を持つようになったので、改めて審議したい。
この問題についても事前に事務局へ質問をし、回答をもらっているので紹介する。まず、

「許可区域の撤廃が望ましい（不可避な）理由、根拠、あるいは、許可区域の存続が望ましくない理由、根拠を明確にしてほしい。」

という質問をした。事務局の回答は、

「B社の区域において需給の均衡が損なわれ許可業者による安定的かつ継続的処理が困難な状況であると考えられ、平成26年10月8日付環境省通知に適合しない状況であり、今後、C社の区域においても同様の状況になることが見込まれるため現在の区域割を見直す必要があると考えている。区域割を継続することで更に安定的かつ継続的な処理が困難な状況が進み、現在の区域内で経営を継続するために料金の上昇が不可避となることが想定される。許可制における料金設定は、許可業者が決定するため、料金が上昇すれば、受益者間で大きな料金格差が発生する恐れがある。」

という回答。続いて、

「許可区域を撤廃した場合、過当競争を引き起こさず、業者の経営環境に大きな影響が及ばないための具体的対策や根拠について、どのように考えているか。」という質問に対し、市の回答は、

「業務に制限を加えることが、過当競争や業者の経営に大きな影響を与えない対策になると考える。具体的には、業者ごとの保有車両を現在の許可車両台数及び積載量を上限として設定し、処理施設へ搬入する車両数も制限を加えることで必要以上の業務規模拡大を防止することを想定している。」
となっている。

委員長 この問題についても、廃掃法、環境省通知、一般廃棄物処理計画に適合しなければならず、すべての許可業者の運営が安定的かつ継続的に確保される必要がある。さらには、環境省通知にあるように、一般廃棄物処理業の適切な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮する必要がある。これらをふまえると、許可区域を即時撤廃するという事は、それによる急激な変化は避けられず、業者に及ぼす影響への懸念が拭い切れない。事務局の説明によるとすでにB社の需給の均衡が損なわれ、許可業者にとって安定的、継続的経営が困難な状況にあり、今後、C社でも同様の状態となることが想定される。とはいえ、区域を撤廃すれば、当然A社にも影響が及ぶ。つまり見直しを行っても行わなくてもABC社それぞれに影響があり、どうすべきか結論の出ない問題にならざるを得ない。許可区域の問題についても、3社に具体的にどのような影響が出るのか、具体的資料をもって議論をする必要がある。事務局の説明によると、新規業者は参入させず、既存業者による収集体制を維持し、かつ業者の車両台数等を制限することにより過当競争を起こさないための対策を講じる、となっている。しかし、それによる変化が具体的に見えてこない。

合理化事業計画との整合性についても懸念があり質問をした。

1つ目が、

「湖西市では、令和2年3月に合理化事業計画を策定している。合理化事業計画は、一般廃棄物処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しに関する事項等を定めることによりその業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とするものであり、各業者はこの合理化事業計画をもとに経営の見通しや計画等を立てているものと考えられる。今般の浄化槽汚泥収集運搬業務に係る許可区域撤廃の提案は、合理化事業計画が策定されてからまだ日も浅く、業者の経営の基礎となる諸条件を短期間で大きく変動させることになってしまうため、適切とは言えないのではないかと。また仮に実施するとしても、それなりの準備・周知期間が必要なのではないかと。」

という質問に対し、事務局の回答は、

「現在の湖西市合理化事業計画は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間（第1期）として策定している。

合理化事業の提供額は、現在の区域割内で業者ごとに契約している浄化槽のうち、下水道転換が見込まれる基数を算定根拠として積算し、令和2年から令和26年までに下水道整備により受ける影響（浄化槽の下水道転換）予測を第1期から第5期

に均等に配分（平準化）し、計画期間ごとの代替業務量に大きな増減を生じないように提供している。

区域を撤廃した場合においても、令和6年度までの合理化事業の内容については変更を考慮せず、次期計画策定時に下水道整備の進展状況や浄化槽の契約数等を把握した上で見直しを行うことから短期間の間に経営の諸条件に大きな影響を与えるものではないと考えている。」

となっている。この回答を見る限り、区域撤廃は、確かに合理化事業計画の下では経営の諸条件に大きな影響を与えるものではない。しかし、区域を撤廃することにより結果的に3業者に大きな影響が出ることは避けられない。昨年度合理化事業計画を策定し、その直後に許可区域を撤廃するという事は、業者の経営の安定を脅かしてしまうのではないか。3業者の継続性や安定性を考慮し、急激な変化の回避という観点から改めて議論したい。

事務局から補足はあるか。

事務局 B社については、すでに需給の均衡が崩れており、廃掃法の通知に適合していないことは明白であり、何らかの是正をする必要がある。区域撤廃が合理化事業計画へ与える影響についてだが、区域撤廃直後に下水道転換が予測されている浄化槽の契約が他社に動く状況になるとは考え難い。第2期計画の策定は、契約数や下水道計画の進捗状況を踏まえたうえで見直しを行う。第1期においては区域撤廃が大きな影響を及ぼす事態にはならないと見込んでいる。

委員長 合理化事業計画を切り離して考えても3業者に何らかの影響を及ぼす。どの程度影響を与えるかが抽象的であり、当審議会では判断できない。業者は、昨年度策定された合理化事業計画の基で経営している。区域撤廃となった場合、経営基盤に影響を及ぼすのではないかと懸念を抱く。委員の意見を伺いたい。

委員 合理化事業計画を踏まえても変化は大きい。本来20～30年かけてやるべきことを数年での変更を余儀なくされている状況である。許可区域の再編は非現実的であり、現状維持か区域撤廃、どちらかの選択ではないか。各社の状況を個々に見るとその選択が難しいことは確かである。一般論としては許可区域の撤廃となるが、あくまで合理的に進めるよう検討すべきである。

委員 合理化事業計画をどう盛り込んでいるのか、というところが問題である。合理化事業計画は業者の経営に直結する。業者は一般廃棄物処理計画を確認し合特法の中身を把握する必要がある。区域撤廃については、市の対応（制限を設けるという対応）の内容が抽象的で分かりづらい。段階的な撤廃など、3社の意向を協議し、業者と調整したうえでの見直しはできないか。

委員 事務局の説明の中の区域割の再編は難しいためできないとのことだが、本来なら調整すべきだができない、という感じで開き直りと捉えられても仕方ない。区域割とは業者の需給調整の方法であり過去に区域割にしたという事例もある。現状維持が難しいようなら再編ではないか。仮に区域割を廃止するならこれに代わる新たな需給調整が必要になってくる。それが難しいようなら業者との調整につきる。結論、区域割の再編が望ましいのではないか。区域撤廃は業者間での談合につながり、不当競争制限になってしまう恐れもある。

委員 区域撤廃により業者間で競争が起こり経営が不安定になる恐れがある。市は制限

を設けると説明しているが、そこに関してはエビデンスを持った議論が必要になってくる。ただ現状を考慮すると区域割の撤廃はやむを得ないのではないか。

委員長 事務局から補足説明はあるか。

事務局 過去、業者に対し区域の再編について提案したことがあるが、区域の再編は新規許可に該当するため対応できないという回答をもらっている。そういった状況の中で現状の問題を解決するため、区域撤廃という考えに至った。過当競争については車両の台数制限により業務量を制限することで、需給均衡が保たれると考える。区域撤廃後、需給がどう変化していくか、具体的に示すのは難しいところではあるが、台数制限を設けることで安定的に営業できると考えている。

委員 区域の再編についても業者は認めなかったということか。

事務局 はい。令和元年の10月頃に提案したが、認められないとの回答であった。

委員 業務量の制限について、基数を上限として定めることは可能か。

事務局 基数による制限も可能と考えるが、現在は車両台数の制限を検討している。

委員 許可区域を見直すとなるとA社は減る一方であるため、心情的には受け入れられないのではないか。

委員 車両制限を設けることで概ね需給均衡は保たれると思われるが、車両制限を設けることについて、業者はどう考えているか。区域撤廃より許可制限の方が重要で、本質は地域を定めることではない。制限の部分を市と3業者で協議していくべきである。

事務局 先日の業者ヒアリングの際、区域撤廃に関してA、C社に確認した。今後、余力がある業者が効率のよい地域だけ収集されると不都合である、という意見であった。

委員 車両なのか基数なのか区域なのか、制限の方法が重要。条件をいくつか提示し、そこで協議し合意していくべきである。

委員長 様々のご意見をいただいた。許可区域について、現状のままでは立ち行かないことは明らかであり、何らかの改善をしなければならない。条件を付した中で、どの案が業者の経営の安定を保ち、また影響を最小限にできるか、という観点から今一度協議したい。事務局には、許可条件について具体的数字的なものを盛り込んだ資料の提出をお願いしたい。環境省通知も考慮し早急に結論を出したい。

委員長 前回提出した委員長私案の3(し尿等処分料金について)は大筋賛同を得られていると理解している。次回答申案を1、2と併せ提示させていただく。

本日は以上、閉会する。

[午後4時00分 閉会]